

2017年10月5日

エッジプラットフォームコンソーシアム 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「エッジプラットフォームコンソーシアム」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、IoTシステムの利活用を推進するためのエッジ側プラットフォーム構築と普及を目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 事業現場のニーズと課題を解決するシーズ技術のマッチング
- ・ 次世代エッジシステムの基本要件（ハード・ソフト）を定義
- ・ 次世代エッジプラットフォームの要件定義、構築
- ・ レファレンスモデルによる動作・効果検証
- ・ 産官学連携プロジェクトへの提案
- ・ エッジシステムの導入事例、先進技術の情報共有を目的とした活動報告会
- ・ IoT普及に向けた施策提言の策定・発信

第2章 組織

(組織)

第4条 コンソーシアム内に下記組織を設置する。

- ・ 総会
- ・ 理事会
- ・ 運営委員会
- ・ アドバイザリ
- ・ 事務局
- ・ ワーキンググループ

(総会)

第5条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は主に以下の事項について審議、決定する。
 - ・ コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項
 - ・ 理事及び監事の選任
 - ・ 理事及び監事の解任
 - ・ 理事会において総会に付議した事項
- 3 総会は、一般会員をもって構成し、年一回開催するほか、理事長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催をすることができる。
- 4 総会は、一般会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 総会の決議は、出席者（代理出席、委任状を含む）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、理事長が招集し、議長を務める。

(理事会)

第6条 理事で構成する理事会を設置する。

- 2 理事会は主に以下の事項を審議、決定する。
 - ・ 業務執行の決定
 - ・ 理事の職務執行の監督
 - ・ 理事長の選定及び解職
 - ・ 入会、退会、除名の審議・決定
 - ・ 運営委員、運営委員長の承認
 - ・ 運営委員会と事務局への活動状況の確認
 - ・ アドバイザリの選定と承認
 - ・ 総会へ付議すべき事項の決定
 - ・ その他コンソーシアムの運営に関する重要事項
- 3 理事会は、年一回以上開催するほか、理事長が必要と認めたとき、その他次項に掲げた場合又は第7条の場合に開催することとする（必要に応じて、書面又は電子メールによる開催をすることができる。）
- 4 理事会は、
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から招集の請求があったとき。
- 5 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第7条 理事が、理事会の目的である事項について書面、電磁的記録（電子メールを含む）等適宜の方法で提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事会員の総数のうち過半数が書面又は電磁的記録（電子メールを含む）により同意の意思表示をしたときに、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(運営委員会)

第8条 コンソーシアムに運営委員会を設置する。

2 運営委員会は主に以下の事項を執行する。

- ・ コンソーシアム全体の運営方針を作成し理事会へ提案、承認を受ける。
- ・ 事業計画を作成し理事会へ提案、承認を受ける。
- ・ ワーキンググループの設置を理事会へ報告する。
- ・ 各ワーキンググループに共通する運営方針、成果物のレベル合わせ。
- ・ 各ワーキンググループの活動状況の把握と理事会への報告
- ・ 会計報告の作成と理事会への報告、承認を受ける。
- ・ その他コンソーシアムの運営方針に関する事項

3 運営委員は、各ワーキンググループの代表およびコンソーシアムの会員から選出し理事会で承認を受ける。

(アドバイザー)

第9条 本コンソーシアムに本会の運営や技術的助言を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザリは、大学、公的機関の団体、個人などの有識者・専門家であり、理事会が必要と認め選定し、理事会の承認を得た者とする。

3 アドバイザリは、本会の公開イベントであるセミナー、シンポジウム、講演会及び非公開イベントである活動報告会等に参加することができる。

(事務局/オブザーバ)

第10条 本会に事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 理事会の承認を得て理事長が株式会社デバイス&システム・プラットフォーム開発センター（DSPC）内に本コンソーシアムに関する事務局を委嘱する。

4 事務局は本コンソーシアムの企画、運営、広報を担当する。

- 5 事務局は必要と認めた大学、公的な機関、団体・個人をオブザーバとして本会活動に協力を求める事が出来る。
- 6 オブザーバの協力には、事務局長の事前承認を必要とする。

(ワーキンググループ)

- 第11条 事業現場の課題解決に向けた、具体的な議論・活動のためにワーキンググループを設置する。
- 2 活動報告会にて開示可能なワーキンググループ結果を半期に1回報告する。

第3章 役員

(役員)

第12条 コンソーシアムに次の役員を置く。

理事長 1名

理事 3名以上 10名以下

監事 2名以内

運営委員長 1名

(役員長の役割)

第13条 理事長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

- 2 理事は理事長とともに会務を執行する。
- 3 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。
- 4 運営委員長は、理事会、事務局と協力し全ワーキンググループの円滑運営にあたる。

(選任及び選定)

第14条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事の内1名を選出し、理事会の決議によって選定する。
- 3 理事長は、理事長不在時等の場合、理事長の補佐及び会務を代行する者を理事の中から指名する事ができる。
- 4 監事は理事を兼ねる事はできない。
- 5 理事、監事の選任は第5条第5項に定める総会の承認決議を得るものとする。
- 6 運営委員長は、運営委員間で協議・選出し、理事会で承認を受ける。

(任期)

- 第15条 理事、監事、運営委員長、運営委員の任期は原則として2年とし、理事会、総会の承認決議によって再任することができる。
- 2 総会の承認をもって理事、監事を退任させる事ができる。

- 3 理事会の承認を持って運営委員長、運営員を退任させる事ができる。
- 3 理事、監事に欠員が生じた場合、理事会はすみやかに対応を検討し、補充する場合は総会の承認を得る。
- 4 運営委員長、運営委員に欠員が生じ補充する場合は理事会の承認を得る。

第4章 会員

(会員)

第16条 エッジプラットフォームコンソーシアムの会員は、当コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業、大学、団体、有識者、関係府省庁等とする。

- 2 会員は一般会員（大企業、中小企業）と賛助会員（活動に賛同する学術界などの個人・団体）とする。
- 3 法人等の個人以外の団体において、カンパニー制等（団体内において事業部毎に独立した権限、人的及び物的資源、会計制度を導入している団体をいう。以下同じ。）を採用している場合、その部門ごとに一会員とみなす。

(入会)

第17条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会にて審議・決定し、第18条、第20条の費用を支払うものとする。ただし、法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として理事会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。

- 2 理事会は、入会の可否を決定し、理事長がこれを通知する。

(入会の時期)

第18条 入会申込法人又は個人は、理事会による入会承認後、理事長が入会を通知した時をもって入会とする。

(会費)

第19条 コンソーシアムの入会金は不要とする。但し、会費として大企業、中小企業は別表の金額を支払う。

- 2 別表に定める会費は、請求書発行日が20日以前であれば、翌月末までに納付、請求書発行が21日以降であれば翌々月末までに納付とする。
- 3 会費は活動年度毎に発生するものとし、活動年度の途中で本コンソーシアムに入会する場合も上記1項と同じとする。
- 4 理由に関わらず本コンソーシアムを退会する場合の会費は返金しない。
- 5 セミナー等への参加費は別途請求する。

(退会及び除名)

第20条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の決議によって当該会員を退会させることができる。

(1) 本会の運営を阻害、秩序を乱したとき

(2) 著しく本会及び会員の名誉を毀損したとき

(3) 2か月以上会費を滞納したとき

(4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 本コンソーシアムの会員資格を失った場合、所属するワーキンググループも同時に退会するものとする。

5 第2項第4号ないし第7号及び第3項の規定は、理事、監事、運営委員及び事務局員の解任に準用する。

第5章 ワーキンググループ

（ワーキンググループ）

第21条 ワーキンググループは、「一般会員」もしくは「一般会員と賛助会員」の2社以上で設置できる。

2 ワーキンググループを設置する際は、事務局へ申請し運営委員会の許可を受けなければならない。

3 ワーキンググループを設置・参加する会員は、1 ワーキンググループ参加毎に年度一人あたり1万円（税別）を運営費用として支払う。

- 4 ワーキング運営費用は、請求書発行日が20日以前であれば、翌月末までに納付、請求書発行が21日以降であれば翌々月末までに納付とする。
- 5 ワーキンググループへの参加は任意である。
- 6 活動年度の途中にワーキンググループに入会する場合、上記3項と同額の運営費用を支払う。
- 7 ワーキンググループを途中退会する場合、3項費用の返金はしない。
- 8 上記3項以外で生じるワーキンググループ内での費用に関しては、各ワーキンググループ内にて決定するものとする。
- 9 上記3項費用に関しては、事務局 DSPC 社の口座にて別途管理する。
- 10 ワーキンググループは、リーダー1名、書記1名を置く。
- 11 ワーキンググループリーダーは、ワーキング結果を半期に一度、活動報告会にて報告しなければならない。
- 12 ワーキンググループ内にて当該メンバー間で必要な規約、秘密保持契約を作成・締結できる。
- 13 ワーキンググループ参加企業は、公開される成果以外のノウハウなどを活用できる。

第6章 その他

(機密情報)

第22条 本規約において機密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 他の会員又は事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された技術上、営業、そのた業務上の情報であって、開示者が「会員外秘」の表示を示す事により、特に機密である旨を明示した情報
 - (2) 他の会員又は事務局から口頭で開示された情報であって開示の時点で機密である旨が指定されかつ開示後14日以内に「会員外秘」の表示を付すことにより機密である旨を書面で通知された情報
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 既に公知のもの又は受領者の責によらず公知となった情報
 - (2) 受領者が既に保有している情報
 - (3) 受領者が守秘義務を負うことがなく第三者から正当に入手した情報
 - (4) 受領者が会員秘密情報によらずに独自に開発又は知りえた情報
 - (5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

第23条 (守秘義務)

会員は会員機密情報を保持するものとし、善良な管理者の注意をもって管理する。

- 2 個人情報等は本コンソーシアム以外の目的で使用しない。
- 3 本条以外の取り決めが必要な機密事項は当事者間で協議する。
- 4 本条の義務は本コンソーシアム活動終了後又は退会後も有効とする。

第24条（権利の帰属）

本コンソーシアムの活動を通じて得られた、発明、考案、意匠、著作の創作等（以下「発明等」という。）、産業財産権等の知的財産権に関する権利は、その発明者若しくは発明者の帰属する会員に帰属する。

- 2 複数の会員が発明等の創出を行った場合の権利の帰属の詳細な取り扱いについては、当事者間において個別に協議し決定する。

第25条（規約の改定）

本規約は理事会にて協議し改定ができる。

第26条（解散）

本会は総会において総一般会員の半数以上の決議によって解散できる。

第27条（委任）

この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付則 この規約は、平成29年10月5日より施行する。

別表

会費（※税別）

一般会員 大企業 資本金5億円以上 ※年次途中入会時も同額 ※退会時の返金は致しません。	100,000円/半期
一般会員 中小企業（上記以外の企業） ※年次途中入会時も同額 ※退会時の返金は致しません。	20,000円/半期
賛助会員 活動に賛同する学术界などの個人・団体	無料

◆備考

※会費は、半期分の金額。ここで、半期とは、上期（4月1日～9月30日）、下期（10月1日～3月31日）である。

※一般会員

I o T導入を目指す企業、I o Tシステム（部品含む）を供給する企業

※セミナー等への参加費は別途ご請求させていただきます。

※法人等の団体において、カンパニー制等（団体内において事業部毎に独立した権限、人的及び物的資源、会計制度を導入している団体をいう。以下同じ。）を採用している場合、その部門ごとに一会員とみなします。

ワーキンググループ運営費用（※税別）

ワーキンググループ参加される場合 （運営費用） ※退会時の返金は致しません	1 ワーキンググループ 毎 10,000円/年度/一人
---	--------------------------------

※ワーキンググループに参加される場合

ワーキンググループ毎に10,000円/年度/一人(税別)をワーキンググループ運営費用として徴収する。年次途中入会時も同額とする。

その他ワーキンググループ内で生じる費用に関しては、各ワーキンググループ内で決定する。

以上

第1版	2017年5月31日	初版
第2版	2017年7月24日	有事の場合に備えて理事会を機動的に開催可能とするために規約第6条第4項を変更
第3版	2017年9月28日	別表の「半年」を「半期」に修正し、「半期」の定義を追加 第19条2項と第21条4項の会費納入期限を変更
第4版	2017年10月5日	第6条3項および第7条について、メール決議の手続き方法を明確化するため文言を変更